

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
27 大阪府	107 大阪市港区	27100	1120005002490	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人港民生会				
(8)主たる事務所の住所	大阪府	大阪市港区	池島1-3-47		
(9)主たる事務所の電話番号	06-6571-3182	(10)主たる事務所のFAX番号	06-6571-7503	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.ans.co.jp/n/minato/		(14)法人のメールアドレス	mi-hoiku@orion.ocn.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和41年4月11日		(16)法人の設立登記年月日	昭和41年4月19日	

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
平岡 敏治		H29.6.24 ~ H33.6.23	2 無	2 無	2
池島地区民生委員長・地域活動協議会会長					
金谷 喜美子		H29.6.24 ~ H33.6.23	2 無	2 無	1
元港乳児保育センター 施設長					
杉本 洋子		H29.6.24 ~ H33.6.23	2 無	2 無	2
会社員・主任児童委員					
西澤 恵子		H29.6.24 ~ H33.6.23	2 無	2 無	2
民生委員・児童委員・保護司					
信野 房代		H29.6.24 ~ H33.6.23	2 無	2 無	2
港区民生委員協議会副会長・港区社会福祉協議理事					
濱岡 清美		H29.6.24 ~ H33.6.23	2 無	2 無	2
三先地区民生委員長					
森 茂明		H29.6.24 ~ H33.6.23	2 無	2 無	1
書店経営					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0	2 特例無
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
大西 史朗	1 理事長	平成29年6月24日	2 非常勤	平成29年6月23日	会社役員・港湾区政会議議長・大阪市名誉民生委員	2 無
	H29.6.24 ~ H31.6.23		4 その他			2
近江 隆司	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月23日	田中地区社会福祉協議会 会長・民生委員	2 無
	H29.6.24 ~ H31.6.23		4 その他			2
山口 千扶美	2 業務執行理事		1 常勤	平成29年6月23日	港保育所 施設長	2 無
	H29.6.24 ~ H31.6.23		3 施設の管理者			2
東郷 ゆかり	2 業務執行理事		1 常勤	1/8平成29年6月23日	港乳児保育センター 施設長	2 無
	H29.6.24 ~ H31.6.23		3 施設の管理者			2

資金収支計算書

自平成30年 4月 1日 至平成31年 3月31日

法人名：社会福祉法人港民生会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	187,757,380	215,761,900	△ 28,004,520	
	受取利息配当金収入	350	4,349	△ 3,999	
	その他の収入	9,350,000	9,912,666	△ 562,666	
	事業活動収入計(1)	197,107,730	225,678,915	△ 28,571,185	
	支出				
	人件費支出	137,612,830	155,223,368	△ 17,610,538	
	事業費支出	31,835,500	37,318,138	△ 5,482,638	
	事務費支出	23,504,880	29,630,547	△ 6,125,667	
	その他の支出	1,080,000	0	1,080,000	
事業活動支出計(2)	194,033,210	222,172,053	△ 28,138,843		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	3,074,520	3,506,862	△ 432,342		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	3,057,200	4,550,966	△ 1,493,766	
施設整備等支出計(5)	3,057,200	4,550,966	△ 1,493,766		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 3,057,200	△ 4,550,966	1,493,766		
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出				
	その他の活動による支出	0	27,000	△ 27,000	
その他の活動支出計(8)	0	27,000	△ 27,000		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	△ 27,000	27,000		
予備費支出(10)	0	—	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	17,320	△ 1,071,104	1,088,424		
前期末支払資金残高(12)	14,330,557	57,959,456	△ 43,628,899		
当期末支払資金残高(11)+(12)	14,347,877	56,888,352	△ 42,540,475		

事業活動計算書
自平成30年 4月 1日 至平成31年 3月31日

法人名：社会福祉法人港民生会

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	備考
サービス活動増減の部	収益				
	保育事業	215,761,900	203,829,205	11,932,695	
	その他の収益	7,243,086	8,650,614	△ 1,407,528	
	サービス活動収益計(1)	223,004,986	212,479,819	10,525,167	
	費用				
	人件費	155,223,368	147,977,836	7,245,532	
事業費	37,318,138	32,954,709	4,363,429		
事務費	29,630,547	15,831,193	13,799,354		
減価償却費	3,965,673	3,445,967	519,706		
サービス活動費用計(2)	226,137,726	200,209,705	25,928,021		
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△ 3,132,740	12,270,114	△ 15,402,854		
サービス活動外増減の部	収益				
	受取利息配当金収益	4,349	5,181	△ 832	
	その他のサービス活動外収益	2,669,580	2,395,460	274,120	
	サービス活動外収益計(4)	2,673,929	2,400,641	273,288	
	費用				
サービス活動外費用計(5)	0	0	0		
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	2,673,929	2,400,641	273,288		
経常増減差額(7)=(3)+(6)	△ 458,811	14,670,755	△ 15,129,566		
特別増減の部	収益				
	その他の特別収益			0	
	特別収益計(8)	0	0	0	
	費用				
	固定資産売却損・処分損	0	2	△ 2	
その他の特別損失	27,000	0	27,000		
特別費用計(9)	27,000	2	26,998		
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 27,000	△ 2	△ 26,998		
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△ 485,811	14,670,753	△ 15,156,564		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	49,362,900	34,692,147	14,670,753	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	48,877,089	49,362,900	△ 485,811	
	基本金取崩額(14)	0	0	0	
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0	
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0	
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	48,877,089	49,362,900	△ 485,811	

貸借対照表

平成31年 3月31日 現在

法人名：社会福祉法人港民生会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	74,206,611	68,769,205	5,437,406	流動負債	17,318,259	10,809,749	6,508,510
現金預金	70,341,126	62,568,113	7,773,013	事業未払金	12,120,027	6,588,687	5,531,340
有価証券	0	2,165,727	△ 2,165,727	その他の未払金	85,410	0	85,410
事業未収金	335,440	2,459,050	△ 2,123,610	預り金	143,500	500	143,000
未収金	143,250	600	142,650	職員預り金	4,969,322	4,220,562	748,760
未収補助金	3,021,460	1,404,535	1,616,925				
立替金	303,240	0	303,240				
仮払金	62,095	171,180	△ 109,085				
固定資産	36,224,342	38,490,608	△ 2,266,266	固定負債	12,939,245	15,790,804	△ 2,851,559
基本財産	4,775,601	5,738,525	△ 962,924	退職給付引当金	12,939,245	15,790,804	△ 2,851,559
建物	4,775,601	5,738,525	△ 962,924	負債の部合計	30,257,504	26,600,553	3,656,951
その他の固定資産	31,448,741	32,752,083	△ 1,303,342	純 資 産 の 部			
建物	8,271,719	8,817,933	△ 546,214	基本金	31,296,360	31,296,360	0
構築物	4,150,863	5,121,330	△ 970,467	国庫補助金等特別積立金	0	0	0
器具及び備品	3,476,889	1,243,015	2,233,874	その他の積立金	0	0	0
ソフトウェア	2,510,025	1,679,001	831,024	次期繰越活動増減差額	48,877,089	49,362,900	△ 485,811
投資有価証券	100,000	100,000	0	(うち当期活動増減差額)	△ 485,811	14,670,753	△ 15,156,564
退職給付引当資産	12,939,245	15,790,804	△ 2,851,559	純資産の部合計	80,173,449	80,659,260	△ 485,811
資産の部合計	110,430,953	107,259,813	3,171,140	負債及び純資産の部合計	110,430,953	107,259,813	3,171,140

社会福祉法人港民生会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「この法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(ア) 保育所の経営

(イ) 放課後児童健全育成事業

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人港民生会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪市港区池島1丁目3番47号に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務職員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。た

だし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分会福祉充実計画の承認
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 12 条の 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決 議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は評議員として議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができないものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 8 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2 名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行

し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 大阪市港区池島1丁目3番地26所在の鉄骨及びコンクリートブロック造陸屋根3階建 港保育所園舎 1棟（585.20平方メートル）
- (2) 大阪市港区池島1丁目3番地24所在の鉄骨造陸屋根2階建 港乳児保育センター園舎 1棟（457.34平方メートル）
- (3) 大阪市港区池島1丁目3番地26所在の鉄骨造陸屋根3階建 港保育所園舎 1棟（241.81平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をと

らなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 解 散

(解 散)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第 46 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人港民生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	宮 家 弘
理 事	喜 馬 喜三郎
〃	横 川 義 雄
〃	再 起 勇
〃	美 馬 常 吉
〃	佐倉井 繁 藏
〃	江 口 三 法
〃	坂 田 速
〃	寺 田 為 一
〃	伊 藤 徳太郎
監 事	前 田 駒次郎
〃	河 野 ちよゑ

附 則

変更後の定款は、昭和52年9月9日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成11年7月22日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成29年4月1日から施行する。

2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。